

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人

大網白里市社会福祉協議会

令和7年度 事業計画書

【基本方針】

人口構造及び世帯構成が変化し、家族や地域のつながりが希薄化する中で、孤独・孤立の問題が顕在化してきており、どのようにして地域社会全体で支えていくかが大きな課題となっています。これらの課題を解決するためには、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる地域共生社会の実現が必要です。

また、急激な物価高騰によって生活が困窮した世帯のほか、高齢者の孤独死、虐待、ひきこもりへの対応など、地域課題はよりより「複雑化・多様化」しており、さらには、大規模な自然災害に対しても、行政だけでなく、市民や社会福祉協議会等の関係機関の一体となったまちづくりへの期待が高まっているところです。

これらの福祉ニーズに十分に答えていくために、行政をはじめ、福祉関係機関・団体との密接に連携して、共に支えあい、誰もが安心して暮らせる福祉できずくまちづくりの実現をめざし、大網白里市の地域福祉を推進してまいります。

そのためには、「つながり・支え合いのある地域共生社会」を目指し、地域の様々な関係機関等とのネットワークを構築することが重要です。また、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組への支援を一層強化する必要があります。

地域に暮らす、すべての人が自分らしく、それぞれの役割を持ちながら参加できる社会をめざそうとする「地域共生社会」の考え方を取り入れた市の「地域福祉計画」と基本理念や施策を共有し、緊密に連携・協働をしていくなかで、市民一人ひとりができることから、一歩ずつ地域づくりに参加できる仕組みをつくり、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくことができる地域社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

【重点項目】

「第6次大網白里市地域福祉活動計画ーこすもすプランー」（令和5年度～令和9年度）の計画年度3年目にあたり、基本理念「ふれあい 支えあい 助けあい が広がる“あい”にあふれるまち～踏み出す一歩が 地域をかえる～」に沿って、地域の方々と福祉課題を共有し、関係機関や団体等と協働・連携しながら事業展開を図ります。

<基本目標1>

必要な人に必要とする支援が届く すべての人にやさしいまち

サービスや支援を必要としている方が、適切な形で福祉サービスや支援を受けられるようにしていくためには、まずは、福祉に関する情報を把握することが必要です。地域福祉の情報を、きめ細やかに提供・発信できるよう努めるとともに、誰もが気軽に相談できる包括的な相談支援体制の構築に努めます。

地域福祉の出発点は、近所づきあいはじめとする人と人とのつながりです。また、市民一人ひとりが、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域福祉のさらなる推進に向けて、地域福祉に対する理解を醸成していくなかで、差別のない、互いに理解し合えるやさしいまちをめざします。

<基本目標2>

つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民と行政、団体との協働やボランティア活動などを通して、共に支えあうことができる、よりよい地域づくりをめざします。

地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われる様々な地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

＜基本目標3＞

一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会づくりを進めるために、身近な生活環境が充実し、住みやすさが実感できる環境整備に努めます。

防災・防犯対策など地域の安全・安心を向上させていくとともに、一人ひとりが地域で活躍できる場の創出や活動しやすいまちづくりに努めます。

福祉関係諸制度によるサービスの整備・充実に取り組むとともに、福祉制度の狭間で各種サービスを十分に利用できない人にも適切な支援が届くよう提供体制の整備に努めます。

運営面では、厳しい財務状況の中、組織運営の透明性・信頼性を基盤として、財務状況改善に向け事業の見直し、事務経費削減、会員制度の推進、赤い羽根共同募金運動等により、自主財源による事業費の確保に引き続き努めます。

【法人運営】

1. 理事会
2. 評議員会
3. 監事監査
4. 評議員選任・解任委員会

【実施事業】

＜基本目標1＞

必要な人に必要とする支援が届く すべての人にやさしいまち

(1) 広報・啓発活動の充実

1. ホームページ等による情報提供

ホームページに社会福祉協議会の事業の紹介を掲載するとともに、子育ての情報、障がい者（児）向けの情報、高齢者向けの情報、ボランティアの情報、医療機関の情報など、地域福祉に関する情報提供に努め、SNSの活用にも努めます。

2. 社協だよりの発行

広報紙「社協だより」（年6回：奇数月）を発行し、支部社協やボランティアの活動をはじめ、社会福祉協議会が行なう事業について、住民の皆さんにお知らせします。

社会福祉事業関連の情報を掲載し、若者から高齢者まで、多くの住民へ社会福祉・地域福祉を魅力的に周知できる広報紙づくりを目指します。

また、随時、配布方法の検討を行います。

3. 住民への社会福祉協議会PR及び地域福祉の周知活動

市民アンケート調査の結果を見ても、社会福祉協議会の認知度は、まだまだ、高いとは言えません。

市民の皆さんに社会福祉協議会の活動を知ってもらい、参加、協力してもらえるように、「社協だより」やホームページなど、多様な広報媒体を活用することに加えて、各種イベントの運営、協力、参加を通して社会福祉協議会の活動について周知活動に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

1. 総合相談所の充実

心配ごと相談・法律相談・税務相談・心の相談の身近な相談窓口として、住民の方々の様々な悩みやトラブル等の解決に向けた相談体制の充実に努めます。

2. コミュニティソーシャルワーク機能の強化

コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域共生社会の実現に向けて、多様化・

複雑化した問題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制の構築を図ります。

3. 権利擁護のネットワークづくり

権利擁護が必要な方が、適切に支援を利用できるよう、各種専門職団体や関係機関との連携を図ります。

行政、司法、福祉、医療の専門家、住民等と連携し、権利擁護を必要とする方が、地域で、適切に、成年後見制度等につながるように支援します。

(3) 福祉理解の促進

1. 福祉教育の推進

学校や地域における福祉教育に積極的に協力し、児童、生徒、団体を対象に社会福祉への理解と関心を深め、ふれあいと支えあいによる地域連帯の心を育成することを目指します。

学校や地域等に、福祉教育を促進するために、職員派遣及びボランティア紹介、福祉体験等に必要とする用具の貸出を行います。

また、大網白里市の出前講座と連携して福祉教育を推進します。

2. 会員加入の促進

社会福祉協議会会員増強をめざし、社協だよりやホームページ等でのPRを通じて、市民の皆さんに社協の活動を理解いただき、会員加入促進に努めます。

地域における賛助会員、特別会員増強をめざし、地域福祉を推進するため、社会福祉法人、NPO法人、各種団体と連携していきます。

3. 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動の推進

赤い羽根共同募金運動では、市民・法人の皆様にご協力をいただき、戸別募金・法人募金・街頭募金・職域募金など様々な運動を展開しております。

皆様からお寄せいただいた募金は、千葉県共同募金会を通じて民間社会福祉施設や福祉団体、市町村社会福祉協議会などに配分され、福祉の推進に役立てられています。

地域における募金運動増強をめざし、魅力的なPR等・新たな方法を検討し、社会福祉法人、NPO法人、各種団体と連携していきます。

4. 社会福祉大会・福祉講演会の開催 (※次回は令和8年度開催予定)

多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を表彰し、社会福祉のさらなる充実をめざして、3年に1回、社会福祉大会を開催しています。

また、住民の福祉力を高めるため、福祉講演会を開催しています。

これらの事業について、実施形態や開催方法について検討を行います。

5. 成年後見制度の普及・啓発 (※権利擁護センターについては実施見送り)

認知症や知的障害、精神障害などのために、判断能力が十分でない方の権利や財産を守ることができる、成年後見制度について広く周知を図ります。

ホームページによる情報提供、講習会の開催、関係機関と連携した申立相談支援を推進します。

また、権利擁護センターとしての役割を担えるように必要な取り組みを進めて参ります。

<基本目標2>

つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

(1) 市民と行政、団体との協働の推進

1. 社会福祉協議会福祉協力員に対する研修会の開催

市内には、山辺支部・増穂支部・大網支部・瑞穂支部・白里支部の5つの社会福祉協議会支部(支部社協)が設置されています。

各支部ではそれぞれの地域住民の方々を中心に、地域の特性を活かした、きめ細やかな地域福祉活動を展開しています。

支部社協福祉協力員に、地域福祉の有益な知識を提供できるように研修会を開催します。

2. 五支部連絡協議会の開催

支部社協による地域福祉活動が円滑に行われるよう、新規事業の立ち上げや現在の活動の継続に向けて、支部活動が拡充するよう、各種の取り組みのノウハウの提供、情報交換や各種助成金制度の活用について支援します。

(2) 行政や地域福祉関係団体との連携

1. 地域防災計画への協力

市の地域防災計画の策定に協力するとともに、その円滑な実施に向けて的確な役割を担っていきます。

2. 緊急時に備えた関係機関との連携

災害時には災害ボランティアセンターを設置し、迅速な活動につなげます。

情報収集やニーズに応じたボランティアの派遣がスムーズに行えるよう取り組みます。

3. 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員への様々な情報提供、地域福祉に関する学習機会の提供、職務を行ううえで必要な知識及び社会福祉の動向等について、必要な支援ができるよう、関係機関と連絡をとりながら、民生委員・児童委員との連携を図ります。

4. 区・自治会との連携

区・自治会への回覧を通じて、社会福祉協議会の周知や会員増強をめざします。

また、災害時には、速やかに多種多様な活動が行えるように、区・自治会との連携を推進します。

5. 各種団体との連携

地域における活動が広がるよう、社会福祉法人・NPO法人・団体・企業等との連携を推進します。

(3) ボランティア活動等市民参画の促進

1. ボランティアの人材確保及び活動の推進

少子高齢化、高齢者人口の増加に伴い、ボランティア活動の活性化は、益々、重要なものとなっています。

ボランティア連絡協議会の事業に協力する等、ボランティア活動の普及、ボランティアの人材確保に努めます。

2. 介護支援ボランティア事業の推進（市委託事業）

介護支援ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加を奨励することで、高齢者自身の介護予防を推進します。

介護支援ボランティアの登録を随時受付し、ボランティアの増加に努めます。

3. 災害ボランティアセンター運営への取り組み

災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営は、社会福祉協議会が果たす大きな役割となります。

災害時に本会職員とボランティアが協力して、災害ボランティアセンターを運営できる体制を整備します。

また、災害ボランティアセンター運営マニュアルを市の地域防災計画の見直しに併せて、随時、見直します。

＜基本目標 3＞

一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

(1) 地域ぐるみ福祉の推進

1. 子育てサロンの推進

子育て世帯の地域の中でのふれあいや仲間づくりを、市内の3施設で毎月1回開催し、ボランティア（先輩お母さん）が応援します。

また、ボランティアによる、子育て世帯の地域とのつながり促進、子育て相談など、活動内容の充実を図ります。

なお、参加者が減少しているため、令和6年度より、子育てサロン事業運営要綱を改正し、参加者を市内在住以外にも参加可能として、より一層の活動を推進します。

今後も引き続き運営方法の検討を行います。

2. 高齢者の見守り活動への取り組み

日常的な見守りや安否確認等が行われるよう見守り活動の継続を支援し、すべての地区において、支部社協による見守り活動が拡充されるように、マニュアル整備のノウハウの提供等を推進します。

また、ひとり暮らしの高齢者だけでなく、高齢者世帯や、日中、ひとりになる高齢者に対する支援についても、見守り活動や緊急通報装置等の案内や情報提供に努めていきます。

3. ふれあいいきいきサロンの推進

高齢者が、地域の中でふれあい、楽しい仲間づくりをすることで、いきいきとした活力や生きがいを得られるよう、ふれあいいきいきサロン活動を推進していきます。

ひとり暮らしや家に閉じこもりがちの高齢者に対し、地域とのつながり、不安感の軽減、生きがいの提供を図ります。

4. 生活支援体制整備事業の推進（市委託事業）

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、市内5地区での多様な関係主体間による情報交換及び連携を促進する協議体を開催します。

また、生活支援コーディネーターを配置して、住民主体の地域における支えあい、助けあい活動を推進します。

5. 第6次地域福祉活動計画の評価・見直しと第7次地域福祉活動計画への取り組み

地域福祉活動計画推進委員会を開催し、計画の進捗評価を行い、必要に応じて取り組みの改善を図っていきます。

また、次期計画への取り組みを進めていきます。

(2) 在宅福祉サービスの推進

1. 日常生活自立支援事業の推進（県社協委託事業）

日常生活自立支援事業とは、高齢の方や障がいをお持ちの方で、十分な判断ができない方などが、地域で安心して生活できるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

福祉サービスを利用する際の手続きや、生活に必要な各種利用料の支払い手続きなどを代行して、地域で安心して暮らすことができるように、お手伝いします。

2. 在宅介護機器貸出事業の推進

介護保険の対象ではない方で、日常生活において介護機器をご利用になる方、一時退院などで、ご自宅での介護を必要とする方、旅行や怪我の治療などで、一時的にご利用になる方などに、各種介護機器を無料でお貸ししています。

3. 住民主体による訪問型サービスの推進（市補助事業）（※令和6年度をもって廃止）

住民主体で掃除や買い物支援を行う、訪問型サービスを推進し、住民が住民に手を差し延

べることで、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。

(3) 各種資金貸付の推進

1. 生活福祉資金の貸付（県社協委託事業）

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら、資金の貸付と必要な援助を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、生活の安定を図ります。

2. 被保護者等緊急援護資金の貸付（市委託事業）

生活保護に規定する要保護者及び要保護者で保護の申請を行った方に、緊急に必要な、少額の資金を迅速に貸付し、その世帯の生活の安定と自立更生を図ります。

3. 善意銀行資金の貸付

大網白里市の住民で必要な資金を他の機関から借り入れることが困難な低所得者世帯に、緊急に必要となった、少額の資金を一時的に貸付し、生活の安定と自立更生の促進を図ります。

また、今後の運営方法について、検討を行います。

(4) 施設運営

1. 福社会館（地域福祉センター）の管理・運営

（指定期間：令和7年度～令和11年度）

指定管理者制度に基づき、福社会館（地域福祉センター）の管理・運営を行なうことにより、地域住民の方が施設を利用する際の利便性を図ります。

また、指定管理者として選定されるよう、健全な管理・運営に努めます。

2. 老人福祉センター「コスモス荘」の管理・運営

（指定期間：令和5年度～令和9年度）

指定管理者制度に基づき、老人福祉センターの管理・運営を行なうことにより、高齢者の生きがいづくり、健康増進及び憩いの場として利用者の利便性の向上に努めます。

また、指定管理者として選定されるよう、健全な管理・運営に努めます。

令和7年度月別実施事業計画

月	法人運営・会議	主な事業活動	関係団体等行事
4月			総会（増穂支部社協） 総会（ボランティア連絡協議会） 総会（老人クラブ連合会）
5月	監事監査	社協会費依頼	総会（山辺支部社協） 総会（大網支部社協） 総会（瑞穂支部社協） 総会（白里支部社協） 総会（民生委員児童委員協議会） 総会（区長会）
6月	理事会 定時評議員会 社会福祉法人現況報告等届出 （所轄庁）		県内社協会長・事務局長合同研修会 （千葉県社会福祉協議会）
7月	理事会 五支部連絡協議会		夏休みボランティア活動体験会 （ボランティア連絡協議会）
8月			千葉県福祉教育研究大会 （千葉県・千葉県社会福祉協議会）
9月	理事会	共同募金依頼	
10月		災害ボランティアセンター 訓練	大網白里市防災訓練
11月	理事会 五支部連絡協議会	子育てサロンボランティア 全体会 生活サポーター養成研修	千葉県社会福祉大会 （千葉県・千葉県社会福祉協議会 ・千葉県共同募金会） ボランティア交流会 （ボランティア連絡協議会）
12月		心配ごと相談員研修会 歳末見舞金配付	
1月			千葉県ボランティアの集い （千葉県ボランティア連絡協議会） ボランティアのつどい （ボランティア連絡協議会）
2月	総合相談所運営委員会	介護支援ボランティア交流会	
3月	理事会 評議員会 五支部連絡協議会		
毎月	総合相談所 心配ごと相談（第2・第4月曜日） 総合相談所 法律相談（第2・第3・第4水曜日） 総合相談所 税務相談（第2火曜日） 総合相談所 心の相談（第2金曜日） 子育てサロン（ぴよぴよひろば 第2木曜日）（8月休止） 子育てサロン（くすくすひろば 第3火曜日）（8月休止） 子育てサロン（のびのびひろば 第4木曜日）（8月休止）		
定時	広報紙：社協だより発行（奇数月）		

	<p>フードドライブ窓口設置（「フードバンクちば」、「フードバンクさんぶ」と連携） 生活支援体制整備事業運営会議</p>
随時	<p>理事会・評議員会（必要に応じて開催） 評議員選任・解任委員会 三役会 第6次地域福祉活動計画推進委員会 第1層協議体ささえあいのまちづくり会議 第2層協議体ささえあい会議 ホームページ及びSNSでのPR活動 ①ホームページ：http://www.oamishakyo.com/ ②公式X（旧Twitter）：アカウント@oami_shakyo ボランティア保険加入受付 介護支援ボランティア登録 福祉教育推進に係る職員派遣・ボランティア紹介及び用具貸出 在宅介護機器貸出事業（車椅子等） ふれあいいきいきサロン（各地区） 日常生活自立支援事業 生活福祉資金貸付 善意銀行資金貸付 被保護者等緊急援護資金貸付</p>